

2024年8月30日(金)

「当座預金の新規口座開設停止」および「2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止」についてのお知らせ

- 政府・産業界・金融界が一丸となって推進している「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた活動の一環として、2024年10月1日(火)より、各種取扱いを変更します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、今般、その取り組みの一環として下記のとおり対応をおこないますので、お知らせいたします。

当社は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設停止

受付停止日	内容
2024年10月1日(火)	2024年10月1日(火)から当座預金の口座開設の受付を停止します。 ※既に当座預金をお持ちのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます。 ※新規に事業性資金にかかる預金口座の開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用普通預金」のいずれかをご利用ください。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

受付停止日	内容
2024年10月1日(火)	2027年4月1日(木)以降を期日とする手形・小切手(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止します。 ※該当となる手形・小切手等をお持ちのお客さまは2024年9月30日(月)までにお取引店へお持ち込みください。 ※2024年10月1日(火)以降に2027年4月以降を期日とする手形・小切手等を受け取られた場合は、お取引店にご相談ください。

《ご参考:トマト銀行が提供する電子的な決済サービス》

- トマト法人インターネットバンキングサービス
- トマト・でんさいネットサービス

電子化により「コストの削減」、「事務負荷の軽減」、「紛失リスクの軽減」等、支払側と受取側の双方にメリットがございます。

手形・小切手による決済をご利用中のお客さまにおかれましても、電子的決済手段への切替えをご検討いただきますようお願いいたします。

該当するSDGs目標

以 上



トマト銀行グループはSDGs宣言をしております。
金融サービスの提供を通じてSDGsの達成に貢献し、地域の社会・環境課題の解決と持続的な成長に取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先 営業統括部 三宅 Tel 086-800-1810
報道関係のお問い合わせ先 経営企画部(広報担当) 俣野 Tel 086-221-1033